

F. 住宅地区（ 既成市街地 ・ 住宅団地 ）

<設計において景観形成のために、配慮された事項、考え方等をご記入下さい>

■住宅地区共通

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	<p>□ 連続した中低層住宅群の家並みと、背景となる赤城山等の眺めが創り出す景観が、豊かな居住環境の創出に寄与しており、これらの景観を保全する。また、それぞれの地域の持つ地形の起伏を生かした景観形成に配慮するとともに、赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした景観形成を心がける。</p> <p>□ その他の指針は類型共通指針による。</p>	<p>□ 敷地内は、施設規模や敷地規模に応じた緑化に努めるとともに、前面道路への植栽帯の配置に努め、背景となる赤城山と緑のつながりを感じられる緑豊かな景観形成を心がける。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 建築物等は、まちなみ全体として落ち着きのある景観を形成するよう、屋根は低明度かつ低彩度色を用い、壁面は高彩度色などの周辺からの突出した色彩を避けるなど、調和の感じられる色彩を用いるよう努める。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 建築物等は、周辺の樹木の高さとの連続性や地形の起伏になじませた屋根形状など、周辺の自然と調和した景観形成を心がける。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ 赤城山南麓に位置する建築物等は、南側に広がる市街地の眺めを生かした配置意匠を心がける。</p>		<input type="checkbox"/>
		<p>□ その他の基準は類型共通基準による。</p>		<input type="checkbox"/>

■住宅地区共通

小 景 観	<p>□ 隣接する家並みと調和するよう配置意匠に配慮し、居住環境の向上につながる公共性の高い空間の修景に心がけるとともに、地域を流れる河川資源や周辺にある地区景観を特徴付ける建築物等や寺社、鳥居などの文化資源、地域景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源と調和した景観形成を図ることを心がける。</p> <p>□ その他の指針は類型共通指針による。</p>	<p>□ 大規模な建築物等においては、まちなみの連続性に配慮しつつ、落ち着いた居住景観に寄与する位置へのオープンスペースの確保や壁面の後退、植栽の配置など公共的空間の設置による居住環境の向上に努める。</p>	□
		<p>□ 人通りの多い道路の交差点などは、コーナー性を意識した意匠の採用やオープンスペースの確保、植栽の設置などにより、魅力ある街角を演出する。</p>	□
		<p>□ 地域を流れる大小の河川資源や地区景観を特徴付ける建築物等や神社、鳥居などの文化資源、地区景観を特徴付ける樹木や鎮守の森などの樹木資源に隣接する建築物等は、これらの隣接する資源を取り込んだ配置意匠に配慮(隣接する建築物等の意匠を一部取り入れる、隣接する樹木・河川と敷地内を通路などの動線で結ぶなど)し、地域の文化的景観を醸成し優れた居住環境の形成に努める。</p>	□
		<p>□ 住宅地と商業地が混在する複合的な市街地での建築物等の整備は、特に住宅に対して配慮し境界部に植栽を設置するなど、やわらかな緩衝となるしつらえを工夫する。</p>	□
		<p>□ 塀の色彩・素材・意匠をそろえたり、生垣によって連続性を持たせるなど、沿道環境の調和を図る。</p>	□
		<p>□ 敷地内は、四季を感じさせる樹木や草花などにより、豊かな居住環境の形成に努める。</p>	□
		<p>□ その他の基準は類型共通基準による。</p>	□

■ 既成市街地

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	□ 指針は住宅地区共通指針による。	□ 基準は住宅地区共通基準による。		<input type="checkbox"/>
小 景 観	□ 住商の混在する既成市街地においては、まちのにぎわいと快適な居住環境の共存が図られるよう、緑化やオープンスペースの確保とともに、にぎわい空間の創出にも心がけた景観形成に努める。 □ その他の指針は住宅地区共通指針による。	□ 複合市街地等の商店街や商業地の建築物等は、接道部の緑化のほか、道路と一体的な買い物空間が形成されている場合は、建物正面に人を招き入れるような意匠を施すなどにより、低層部のにぎわいの創出などに努める。		<input type="checkbox"/>
		□ その他の基準は住宅地区共通基準による。		<input type="checkbox"/>

■ 住宅団地

	指 針	基 準	景観形成上の工夫・配慮事項	適合
大 景 観	□ まとまりのある連続した住宅群が創り出す家並みと、背景となる赤城山等から構成される豊かな居住景観を保全する。	□ 建築物等は、屋根や壁面の色相の調整や、屋根の形状の統一、生垣など植栽帯の統一などから生み出される、まちなみ全体として地域性が感じられる景観形成に努める。		<input type="checkbox"/>
		□ その他の基準は住宅地区の共通基準による。		<input type="checkbox"/>
小 景 観	□ 田園地区に隣接する住宅団地は、田園地区の美しい風景を保全するため、田園地区との境界部分のしつらえに配慮する。 □ その他の指針は住宅地区共通指針による。	□ 住宅団地の地区境界に接する建築物等は、植栽帯などにより境界を明確に区分し、団地としてのまとまりのある景観を形成すよう心がける。		<input type="checkbox"/>
		□ 複合市街地等の商店街や商業地建築物等の敷地周囲部に塀などを設ける場合は、開放感があり周辺の家並みと調和したしつらえに配慮する。		<input type="checkbox"/>
		□ その他の基準は住宅地区の共通基準による。		<input type="checkbox"/>

※ 「景観形成上の工夫・配慮事項」が計画と整合しているか、適合審査を行います。